

「患者の権利と責務」

岬病院では安全で良質な医療を提供するために患者の基本的な権利を明確にし、これを尊重します。同時に守っていただきたい事柄についても責務として定め、ここに患者の権利と責務として掲示します。

【患者の権利】

1. 良質かつ適切な医療を公正に受ける権利

患者はだれでも、どんな病気であっても、社会的な地位、国籍、宗教などにより差別されることなく、適切な医学水準に基づいた安全かつ効果的な医療を受ける権利をもっています。

2. 医師・病院を自由に選択し、他の医師の意見を求める権利

患者は、どのような検査や治療を受ける上においても、担当の医師、病院を自由に選択する権利をもっています。また、どのような診療の段階においても、他の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求める権利をもっています。

3. 十分な説明と情報提供を受けた上で、治療方法などを自らの意思で選択する権利

患者は、自分自身に関わる診療行為に関して、それを受けるかどうかを自由に決定する権利（拒否する権利）をもっています。また、その意思決定を行う上で必要となる医療情報を得る権利をもっています。

4. 人格や価値観が尊重され、人としての尊厳が守られる権利

患者は、いかなる状態にあっても、一人の人間として、その人格や価値観を尊重され、尊厳が保たれる権利をもっています。また、プライバシーが守られる権利をもっています。

5. 意識がない又は判断能力を欠く場合や未成年者の場合、代理人に決定を委ねる権利

患者が意識不明か、その他の理由で意思を表明できない場合や未成年の場合には、法律上の権限を有する代理人が患者の代わりに意思決定をする権利をもっています。

6. 診療記録の情報を受ける権利

患者は、自分の診療記録の開示を含め、自分の診療情報に関して十分な説明を受ける権利をもっています。逆に、知りたくない情報を知らされない権利ももっています。

7. 個人情報の秘密が守られる権利

患者は、診療の過程で得られた自分の個人情報の秘密が守られる権利をもっています。

8. 健康教育を受ける権利

患者は、個人の健康に対する自己責任をもつと同時に、疾病の予防および早期発見についての手法や保健サービスの利用などを含めた健康教育を受ける権利をもっています。

【患者の責務】

1. 良質で安全な医療を実現するために、ご自身の健康に関する情報を正確に提供してください
2. 十分な説明と納得の上で、ご自身の治療に積極的に参加・協力してください
3. 他の患者の治療・療養環境に配慮し、病院職員の医療業務に支障を与えないように病院の規則や社会的マナーを守る責務があります
4. 適切な医療を維持するために、医療費を遅滞なくお支払いください

「暴言・暴力、迷惑行為」の対応について

暴言・暴力、迷惑行為に対して断固として「許さない」「見逃さない」方針で対応します。他の患者や家族、職員に対して以下のような暴言・暴力、迷惑行為があった場合被害者を守り、組織として対応させていただきます。また状況によっては当院での診療をお断りあるいは警察への通報を行うことがあります。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により他の患者や家族、病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 他の患者や家族、病院職員に対する暴力行為もしくはその恐れが強いこと
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、職員の業務を妨害すること
4. 正当な理由なく病院内に立ち入り、長時間とどまること
5. 職員にみだりに接触、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること（セクシャルハラスメント）
6. 病院の規則に従わない行為（飲酒、喫煙、危険物の持ち込み、無断離院など）
7. 病院の許可なく撮影や録音を行うこと
8. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
9. その他、他の患者や家族、病院に迷惑と判断される行為及び医療に支障をきたす行為

医療は患者と病院の相互の信頼があって初めて成立するものです。適切な医療が実施できますようご理解ご協力をお願いいたします。